

オランダ産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫
実施細則（平成10年 2 月 5 日付け10農産第857号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	オランダ産おらんだいちご、 <u>きゅうり</u> 、とうがらし、トマト、なす、 <u>ぶどう</u> 、 <u>ペポかぼちゃ及びメロン</u> の生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、 <u>きゅうり</u> 、とうがらし、トマト、なす、 <u>ぶどう</u> 、 <u>ペポかぼちゃ及びメロン</u> の生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。